

幕別町行政改革大綱（第5次）

幕別町行政改革大綱（第5次）前期推進計画

【用語説明集】

用語	説明
あ行	
あ	ICT
	従来のITを発展させた考え方で、情報通信技術の略であり、ネットワーク技術を用いたコンピューター技術の活用に着目する場合に用います。Information and Communication Technology の略です。
	アウトソーシング
	業務や機能の一部または全部を、外部の企業などに委託することです。
い	依存財源
	国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられる財源のことです。地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、道支出金、町債（地方債）などがあります。
え	衛生費
	住民健診や予防接種などの保健費、ごみやし尿処理などの清掃費など、安全で衛生的な生活のために使うお金です。
お	OA
	コンピューターやセンサー、通信等、各種の情報処理機器を駆使して事務を総合的に自動化・効率化することです。Office Automationの略です。
	オープンデータ
	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのことです。
か行	
か	会計年度任用職員
	令和2年4月に施行された地方公務員法の改正により、これまでの町における臨時の任用職員や一部の非常勤の特別職員は、「会計年度任用職員」として任用されることとなりました。会計年度任用職員は、これまでの臨時の任用職員や非常勤の特別職員と比べて、休暇、福利厚生、手当等の拡充がされました。その一方で、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用されることから、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務規律（守秘義務や職務に専念する義務等）が適用となります。
	カスタマーハラスメント
	行政サービスの利用者等から職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、勤務環境を害するものを言います。また、著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫その他の違法な行為または正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為をいいます。
	ガバメントクラウドファンディング
	自治体が、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感していただいた方から寄附を募る仕組みです。
き	企業版ふるさと納税
	国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置（法人関係税から税額控除）が受けられる制度のことです。

用語		説明
き	教育費	幼稚園や小中学校、野球場、体育館などの施設建設や運営の費用など、教育全般に使うお金です。
	協働のまちづくり支援事業	地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付する事業です。
	業務支援ツール	業務効率を上げるために設計されたソフトウェアやシステムの総称です。
こ	公営企業	地方公共団体が経営する事業で、水道や下水道、病院など、住民生活に不可欠なサービスを料金収入を主な財源として提供する企業活動のことをいいます。
	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全ての公共施設やインフラを、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する取組のことをいいます。
	公債権	公法上の原因、つまり行政庁の処分（例えば税の賦課決定等）により発生し、相手側の同意を要しない債権です。
	公債費	町が借金（起債）してお金を借りた後、毎年の利息の支払いや元本の返済を行っていきます。この毎年の返済等のための諸費用を公債費といいます。
	国庫支出金	国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して国が助成する場合に交付されます。国が負担する業務のある国庫負担金、町に対して特定の事業を奨励・援助する国庫補助金、本来国が行うべき事業を町へ委託する場合の国庫委託金からなっています。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。
	コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書などの市區町村が発行する証明書を取得できるサービスのことです。
さ行		
さ	再任用職員	公務員が定年退職した後に、その知識や経験を活かし、年金受給開始年齢までの間の「雇用と年金の連携」を図るため、地方公務員法等に基づき、1年以内の任期で改めて採用される職員のことです。
し	J クレジット	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のことです。この制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

用語		説明
し	私債権	私法上の原因、つまり、契約等による当事者間の合意に基づき発生する債権です。
	時差勤務	職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を可能にするため、通常勤務形態のほかに、早出や遅出の勤務形態を設定することです。
	自主財源	町が自主的に収入できる財源のことで、町税、分担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入などがあります。
	自主防災組織	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織です。
	指定管理者（制度）	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO 法人、町民グループなどの法人やその他の団体に包括的に代行させることができる制度です。
	事務事業	行政機関が施策目的を達成するために実施する個別の取り組みのことをいいます。
	事務事業評価制度	事務事業の目標の達成状況を評価し、取組を検証することで、事業のマネジメントサイクルをまわし、事業目的の実現を図るとともに、無駄のない効率的な行財政運営を目指す制度のことです。
	受益者負担	特定の公共サービスや施設から利益を受ける個人や団体が、その費用の一部を負担するという考え方・仕組みのことです。
	使用料・手数料	町の施設の利用や特定のサービスに対する対価として徴収するものです。公民館や町営住宅の使用料、住民票や所得証明発行の手数料などがあります。
	商工費	商工業や観光の振興に使うお金です。
す	職員費	職員に支給される給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金のほか、首長や議會議員などの特別職に支給される給与などの総額をいいます。
	人事評価制度	組織目標達成のために必要な能力、勤務態度、業績について、その職員の具体的な行動に着目して評価を行い、人財の育成と活用、能力の実証に基づく適正な処遇の推進、業務の遂行度と改善点の把握等に役立てようとする制度のことです。
せ	ストレスチェック制度	常時雇用する従業員が 50 名を超える事業場に実施が義務付けられている心理的ストレスを把握するための検査のことです。
	スマート自治体	AI（人工知能）などを活用し、自治体の事務処理を自動化したり、業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体のことです。
せ	生産年齢人口	労働市場に現れる可能性のある人口のことで、15 歳以上 65 歳未満の年齢人口をいいます。
	ゼロカーボンシティ まくべつ	幕別町が 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、町全体で脱炭素化に取り組むことを宣言したものです。

用語		説明
そ	総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計や交通安全など、町の総括的な事務事業に使うお金です。
た行		
ち	地方交付税	地方団体間の財源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方団体に対して交付するものです。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害など特別な財政事情に応じて交付される特別交付税があります。
	地方債（起債）	地方公共団体（町）が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期（1年以上）にわたって借り入れる資金のことです。地方債を借り入れることを「起債する」といいます。
	地方譲与税	本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税です。現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税があります。
	町税	地方税法、条例により町民や町内の企業から徴収する税です（町民税や固定資産税などがあります。）
と	道支出金	道が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で道が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により負担金、補助金、委託金に分類されます。
	土木費	道路、橋りょうや河川、公園の整備運営などに使うお金です。
な行		
に	任期付職員	専門知識や経験を持つ人材を一定期間（通常5年以内）に限り、国の行政機関や地方自治体で採用する職員のことです。
ね	年少人口	通常、年齢15歳未満の人口をいいます。
の	農林業費	農道や農地の整備、農業や林業の活性化などに使うお金です
は行		
は	ハラスメント	何らかの方法で当人に苦痛を与えるようなことをすることです。
ふ	ふるさと納税制度	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です
ペ	ペーパーレス	紙を少なくすることです。紙の資料・文書を削減し、紙で保存していた書類をデジタル化することなどにより、情報の検索性を高め、業務効率の改善やコスト削減を高めることが可能となります。

用語	説明
ま行	
ま	<p>幕別町強靭化計画 災害に強い安全・安心なまちをつくるため、町の重要機能の維持、インフラの強化、避難体制の充実などを体系的にまとめた総合的な防災・減災計画です。</p> <p>幕別町公共施設等総合管理計画 幕別町が保有する公共施設等の全体像を明らかにし、中長期的な視点から計画的に公共施設の総量や配置の最適化を図り、町民に持続可能な行政サービスを提供していくために、公共施設等の基本的な取組方針を示すことを目的として策定した計画です。</p> <p>幕別町地域防災計画 地震や風水害などの災害から住民の命と暮らしを守るため、町・関係機関・地域が連携して防災・減災に取り組む方針と体制を定めた総合的な防災計画です。</p> <p>まちづくり出前講座 町民グループの要望に応じて、町職員や専門家が講師となって、町政や生活に役立つ様々なテーマ（健康、福祉、防災、消費生活など）について、集会などに出向いて説明・学習する無料の講座制度です。</p>
み	<p>未利用財産 自治体が所有している土地や建物のうち、現在は行政目的に使われていない、または利用が停止している財産のことです。学校の統廃合や施設の移転、事業の見直しなどにより、役割を終えた建物や、将来の活用が決まっていない土地などが該当します。</p> <p>民生費 障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、福祉医療、国民年金など福祉全般に使うお金です。国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への支出も含まれます。</p>
め	メンタルヘルス 精神的健康の保持・増進を図るほか精神健康障害の予防と健康回復、精神障害の治療及びリハビリテーションを目的とすることです。
ら行	
り	リスクマネジメント 発生する可能性のある事故に対して、その発生をできるだけ少なくし、事故が発生した場合の損害を最小に抑えるようにするために行う一連の行動や規範のことです。
ろ	老年人口 通常、年齢 65 歳以上の人口をいいます。
わ行	
わ	ワーク・ライフ・バランス 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことです。